

令和5年第3回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和5年9月4日 午前10時開会

1. 出席議員

| | | | |
|----|--------|-----|--------|
| 1番 | 山崎敬子君 | 7番 | 船川京子君 |
| 2番 | 本谷孝君 | 8番 | 井原正光君 |
| 3番 | 佐藤眞一君 | 9番 | 五十嵐辰雄君 |
| 4番 | 峯山典明君 | 10番 | 山崎誠一郎君 |
| 5番 | 石井公一郎君 | 11番 | 大越勇一君 |
| 6番 | 新井邦弘君 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | | |
|---------------------------------|---|--------|
| 町 | 長 | 佐々木喜章君 |
| 教 育 | 長 | 海老澤勤君 |
| 総 務 課 | 長 | 大越達也君 |
| 政 策 企 画 課 | 長 | 布袋哲朗君 |
| 財 政 課 | 長 | 蜂谷忠義君 |
| 防 災 危 機 管 理 課 | 長 | 亀谷英一君 |
| 税 務 課 | 長 | 鈴木壮君 |
| 住 民 課 | 長 | 永田幸夫君 |
| 福 祉 課 | 長 | 服部豊君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 松永重生君 |
| 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | | 勝村健君 |
| 生 活 環 境 課 | 長 | 飯島弘君 |
| 保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長 | | 松本浩睦君 |
| 農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | 大越聖之君 |
| 建 設 課 | 長 | 大越正博君 |
| ま ち 未 来 創 造 課 | 長 | 清水敬子君 |
| 会 計 課 | 長 | 本谷幸洋君 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 中村寛之君 |

| | |
|--------|-------|
| 生涯学習課長 | 弓削紀之君 |
| 指導課長 | 丹晴幸君 |
| 代表監査委員 | 飯塚正夫君 |

1. 職務のため出席した者の氏名

| | |
|--------|------|
| 議会議務局長 | 宮本正裕 |
| 書記 | 辰尾尚美 |
| 書記 | 齋藤リマ |

1. 会議録署名議員

| | |
|----|-------|
| 7番 | 船川京子君 |
| 8番 | 井原正光君 |

1. 議事日程

議事日程第1号

令和5年9月4日（月曜日）

午前10時開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の件 |
| 日程第3 | 報告第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第4 | 報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第5 | 議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について |
| 日程第6 | 議案第46号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第47号 利根町環境基本条例 |
| 日程第8 | 議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第9 | 議案第49号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第50号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第51号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第12 議案第52号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第16 議案第56号 令和4年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第17 議案第57号 令和4年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第18 議案第58号 令和4年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第19 議案第59号 令和4年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第20 議案第60号 令和4年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第21 議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第24 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第8号
- 日程第4 報告第9号
- 日程第5 議案第45号
- 日程第6 議案第46号
- 日程第7 議案第47号
- 日程第8 議案第48号
- 日程第9 議案第49号
- 日程第10 議案第50号
- 日程第11 議案第51号
- 日程第12 議案第52号
- 日程第13 議案第53号
- 日程第14 議案第54号
- 日程第15 議案第55号
- 日程第16 議案第56号

日程第17 議案第57号
日程第18 議案第58号
日程第19 議案第59号
日程第20 議案第60号
日程第21 議案第61号
日程第22 諮問第1号
日程第23 請願第1号
日程第24 休会の件

午前10時00分開会

○議長（大越勇一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（大越勇一君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

請願1件のほか、陳情を2件受け付けております。また、監査委員より令和5年4月分から令和5年7月分の現金出納検査の結果報告がありました。

次に、閉会中において、会議規則127条の規定により、1件の議員派遣を行いました。これは、8月4日金曜日に栃木県宇都宮市において開催された「第73回利根川治水同盟治水大会」に7名の議員を派遣したものであります。

それぞれの写しをタブレットに掲載しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは議事日程に入ります。

○議長（大越勇一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により

7番 船川京子 議員

8番 井原正光 議員

を指名いたします。

○議長（大越勇一君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの通算16日間にしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、タブレットに掲載のとおりです。

○議長（大越勇一君） 審議に入るに当たり、行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和5年第3回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行し、初めて迎えた今年の夏、全国各地で様々なイベントや夏の風物詩である花火大会などが開催されております。町内の各地域においても盆踊りや祭りが再開され、多くの人でにぎわう様子に、社会が日常を取り戻しつつあるのを感じております。

また、観光協会の事業となりますが、利根親水公園での「第3回TONE LOTUS FES.」、そして先月19日には「第46回利根町民納涼花火大会」が盛大に開催され、篠塚新会長の下、実行委員会の方々为主体となって企画運営を行い、どちらのイベントも多くの方々に御来場いただきました。猛暑の中、準備等に御尽力いただいた実行委員会の皆様をはじめ関係者の皆様に、改めて御礼申し上げます。今後も、町といたしましても観光協会と連携を図りながら、観光事業の振興や地域経済の活性化、交流人口の拡大を推進してまいりたいと思います。

それでは提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げたいと思います。

7月29日に行われた「第3回TONEどろリンピック」ですが、保健福祉センター南側の休耕田を会場に町内の小学3年生から6年生までの子供たち48名が参加し、泥んこの中でしろかき走や大玉運び走、特設プールでのウナギ・アユのつかみ取りなどを行いました。大変暑い日ではございましたが、大いに盛り上がり、子供たちにとって夏休みの楽しい思い出になったのではないかと考えております。

次に、9月30日に行われる防災講演会についてです。今年度より利根町の防災アドバイザーを務める、危機管理アドバイザーの国崎信江氏を講師としてお招きし、「ここでしか聞けない 今日からはじめる風水害対策」と題した講演会を開催いたします。町内在住、在学、在勤の方でしたらどなたでも参加できますので、ぜひ多くの皆様に御参加いただければと思います。

次に、10月8日に開催予定の利根町民運動会についてですが、昨年は新型コロナウイルスの影響もあり午前中のみで開催としていましたが、今年は以前のように午後までの開催とし、新しい種目を取り入れ実施したいと考えております。町民の方々の健康保持増進や

町民相互の融和を図り、子供から高齢者まで、誰でも気軽に楽しくスポーツ活動に親しむことができる「利根町総スポーツ祭」として、多くの皆様の御参加をお待ちしております。

続きまして、町道112号線についてですが、令和4年度まで行っておりました道路改良工事の続きといたしまして、農免道路との交差点から南へ向かい、県道・取手東線の中谷の交差点までの道路改良工事を行いたいと考えております。本年6月には道路の測量設計について入札及び契約を行い、現在、測量の準備のため、周辺の用地等の調査を行っているところです。工事につきましては、令和6年度から着手したいと考えております。

次に、学校跡地利活用事業の進捗状況についてですが、昨年度、利根町学校跡地利活用検討委員会において取りまとめていただきました「利根町学校跡地利活用方針」及び「利根町学校跡地利活用計画書」のとおり、旧文小学校については、町民のための健康増進施設、子育て世帯の支援・交流の施設、町内外から人が集まる施設といった複合施設として、また、旧文間小学校については、総合教育センターを中核とした教育・学習支援施設として、とねっこ広場の学習活動や教職員の研修などに利活用する予定でございます。現在、用途変更に伴う設計業務委託契約を締結し、令和6年度に改修等の工事を実施し、令和7年度より施設の供用を開始できるよう進めているところでございます。

以上、これまでの主な事業の進捗状況等について申し上げます。

続きまして、本定例会は決算認定の議会でもありますので、ここで令和4年度の決算状況について申し上げます。

令和4年度の普通会計決算ですが、決算統計ベースで、歳入総額は72億2,907万7,000円、歳出総額は69億4,277万円となり、翌年度に繰り越すべき財源を除く実質収支は2億7,337万9,000円となりました。歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度と比較すると3.4ポイント低下し、40.7%となっています。一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を表す公債費負担比率につきましては、前年度と比べ0.5ポイント増の7.2%、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率につきましては、前年度と比べ5.7ポイント増の90.1%となっております。

次に、財政の健全化を判断する上で大切な指標であります健全化判断比率を見ますと、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、黒字のため算定されませんでした。実質公債費比率につきましては、令和4年度は1.3%で、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額よりも充当可能財源の額が上回ったため、算定されておられません。

このような中でも、自主財源の確保はなかなか難しい状況にありますので、今後も引き続き、創意工夫によって、より健全な財政運営を行っていきたいと考えているところでございます。

それでは本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

本定例会におきましては、報告が2件、専決処分の承認が1件、条例の制定や改正が2件、補正予算が7件、決算認定が7件、人事案件が1件の合計20件の御審議をお願いするものでございます。

報告第8号は利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分についてで、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

報告第9号は令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

議案第45号は令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてで、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第46号は利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第47号は利根町環境基本条例で、環境基本法及び茨城県環境基本条例に基づき、様々な環境問題について、町・住民・事業者がそれぞれの立場での認識の下、環境に配慮した地域社会をつくり上げ次世代に継承していくため、条例を制定したいので、提案するものでございます。

議案第48号は令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ4億2,822万2,000円を追加し、総額を70億9,549万2,000円とし、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債について補正するものでございます。

議案第49号は令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ1,355万4,000円を追加し、総額を20億1,737万8,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ1,716万9,000円を追加し、総額を1億7,345万9,000円とするものでございます。

議案第50号は令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ748万6,000円を追加し、総額を3億824万3,000円とし、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものでございます。

議案第51号は令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ263万1,000円を追加し、総額を879万6,000円とするものでございます。

議案第52号は令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ3,839万1,000円を追加し、総額を17億4,673万5,000円とするものでございます。

議案第53号は令和5年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ104万9,000円を追加し、総額を1,722万4,000円とするものでございます。

議案第54号は令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ187万3,000円を追加し、総額を6億3,554万2,000円とするものでございます。

議案第55号から議案第61号までは令和4年度の利根町一般会計，利根町国民健康保険特別会計，利根町公共下水道事業特別会計，利根町営霊園事業特別会計，利根町介護保険特別会計，利根町介護サービス事業特別会計，利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で，地方自治法の規定により，議会の認定を求めるものでございます。

諮問第1号は人権擁護委員候補者の推薦についてで，古田吉光氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので，議会の意見を求めるものでございます。

以上，提出議案の概要について御説明申し上げましたが，詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので，御手元の議案書により御審議の上，何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大越勇一君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第3，報告第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について及び日程第4，報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての2件について報告を求めます。

まず，報告第8号について，松永子育て支援課長。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは，報告第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について補足して御説明申し上げます。

こちらは，地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により，令和5年3月31日付で専決処分したので，同法第180条第2項の規定により，報告するものでございます。

改正理由でございますが，こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律等の施行に伴い，所管省庁が変更されたため改正したものでございます。

初めに，利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，参考資料の2の新旧対照表により御説明させていただきます。

1 ページ目をお願いいたします。

第15条，見出しの特定教育・保育の取扱方針の中で，第1項第4号，厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものです。

第37条，見出しの利用定員に関する基準の中で，第1項中，2ページをお願いいたします，同省令を同令に改めるものでございます。

次に，第44条，見出しの特定地域型保育の取扱方針の中で，厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

附則につきまして，この条例は，公布の日から施行するものでございます。

次に，利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について，新旧対照表により御説明させていただきます。

第25条，見出しの保育の内容の中で，厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。

附則につきまして，この条例は，公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に，報告第9号について，蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 報告第9号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足して御説明申し上げます。

これは，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき，令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について，監査委員の意見を付して報告するものでございます。

1，健全化判断比率でございます。

実質赤字比率につきましては，一般会計及び町営霊園事業特別会計を対象とした実質赤字額が標準財政規模に占める割合であり，各会計とも黒字であるため比率が算定されておられません。なお，早期健全化基準は15%となります。

連結実質赤字比率につきましては，一般会計など全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合であり，全会計の合計が黒字であるため比率が算定されておられません。なお，早期健全化基準は20%となります。

実質公債費比率につきましては，一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金（公債費に準ずるもの）を加えた額の標準財政規模に対する比率となります。実質公債比率は1.3%であり，早期健全化基準25%を大きく下回っております。

将来負担比率につきましては，一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり，将来負担する実質的な負債の返済に充てることができる基金，地方債現在高等に係る交付税措置見込額等の充当可能財源等の見込額が，将来負担する実質的な負債額を上回ったため，比率が算定されておられません。なお，早期健全化基準は350%となります。

2, 資金不足比率でございます。

公営企業公共下水道事業特別会計に係る資金不足比率につきましては、資金不足額の事業規模に対する比率であり、黒字であるため比率が算定されておりません。なお、経営健全化基準は20%となります。いずれにつきましても、早期健全化基準等には該当しない結果となっております。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 報告が終わりました。

○議長（大越勇一君） 日程第5, 議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とし、補足説明を求めます。

松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第45号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分につきまして補足して御説明申し上げます。

施設勘定について御説明申し上げます。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正予算の内容は、前回の第3回臨時議会で提出した令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に伴い、国保診療所が消費税課税事業者となり、過年度から消費税の申告及び納付義務が生じていた件で、消費税申告支援業務の委託により平成29年度から令和3年度までの過去5年分の遡及申告分、延滞金及び無申告加算税と令和4年度の通常申告分の納税額が決定し、早急に納税する必要が生じたので、令和5年8月22日に専決したものでございます。

それでは、令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の5ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1、節1財政調整基金繰入金ですが、今回補正の歳出財源分を基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の補償・補填及び賠償金ですが、こちらは、遡及申告いたしました平成29年度から令和3年度までの5年分の延滞金30万円と無申告加算税22万6,000円でございます。

次に、公課費569万3,000円は、遡及申告の5年分と今年度に通常申告いたしました令和4年度分の消費税及び地方消費税の納税額でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第45号は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月19日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第6，議案第46号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び日程第7，議案第47号 利根町環境基本条例の2件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第46号について、松永子育て支援課長。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、議案第46号 利根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が改正され、放課後児童支援員の認定資格等の改正に伴い、町の基準を改正したいので、提案するものでございます。

それでは改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりまして御説明させていただきます。

第10条、見出しの職員、第3項の放課後児童支援員の認定資格について、附則の第2条、見出しのほうの職員に関する経過措置の中で、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とするに改めるものでございます。

附則について、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第47号について、飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、議案第47号 利根町環境基本条例について補足して御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、環境基本法並びに茨城県環境条例に基づき、様々な環境問題に対し、町・町民・事業者がそれぞれの立場での認識の下、環境に配慮した地域社会をつくり上げ、次世代に継承していくため、条例を制定したいので、提案するものでございます。

それでは提案いたしました条例につきまして御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

初めに、前文でございますが、条例を制定するに当たっての理由が書かれております。

環境や文化を未来の子供たちに引き継ぐべく、町、町民、事業者が環境問題に対して、このような認識の下、協働により次世代に継承していくことの必要性を示しております。

次に、第1条でございますが、条例制定の目的を定めたもので、自然豊かな利根町の環境の保全、回復及び創出とは、利根川に沿う自然豊かな環境、歴史と伝統のあるまちとして発展してきましたが、生活様式の変化により便利な日常生活を送る中、環境への大きな負荷を与えてきたことを踏まえ、環境を保護し、望ましくない状態になったものを元の状態に戻し、新しく創り出し、次世代に引き継ぐ社会の実現に努めていくことを目的としております。

第2条は、用語の意義を規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1号では環境への負荷、第2号では循環型社会、それぞれを定義しております。

第3条は、自然豊かな利根町の環境の保全、回復及び創出に取り組んでいく上での基本理念を想定しているものです。

第1号は、環境は先人から贈られたものであると同時に、将来の町民からの預かり物であり、町民が将来にわたり健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるためには、自然と人が密接な関係を保ち、より双方が利益を得られるような関係に努めていく必要性があるとするものです。

第2号は、町、町民及び事業者が地域の環境変化により地球全体の環境変化に影響を与えていることを認識し、おのおのの日常生活、事業活動において、環境保全を意識した政策、事業などの計画に積極的に参画する行動を執ることに努めるものとするものです。

第3号は、健全で持続的な経済の発展を目指しながら、環境への負荷を減らし、地球と環境の自然な循環を尊重する優しい社会の構築を目指すものとするものです。

第4条は、町の責務として、環境の将来世代への継承、環境保全を意識した政策、事業などの計画、基本的かつ総合的な施策を策定し、推進することに努めるものとするものです。

第5条は、町民の方の責務として、おのおのの日常生活において自らが積極的に環境への負荷を低減することに取り組むとともに、町が実施する施策に協力することに努めていただきます。

第6条は、事業者の責務として、製造・加工・販売・その他の事業活動を行うに当たっては廃棄物の排出抑制や排水基準の遵守といった既存の取組に加え、町民の方同様に、町が実施する施策に協力することに努めていただきます。

第7条は、環境保全等に関する施策の策定・実施に関する基本施策について定めたものです。

第1号は、公害防止条例等の遵守に努め、限られた自然を保全しつつ、将来にわたり健全で恵み豊かな環境を確保することに努めること。

3ページを御覧ください。

第2号は、森林や農地等における様々な種類の違った自然環境、身近な地域から歴史的文化や遺産を保護することに努めること。

第3号は、温室効果ガスやフロン類の排出、レジ袋やプラスチックごみ等の海洋流出など、環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全並びに4R運動をはじめとする、さらなる省資源及び省エネルギーの推進を図っていくことに努めること。

第4号は、環境の負荷を低減するには循環型社会の構築が必要であり、そのためには、廃棄物の適正処理及び減量化を図っていくことに努めること。

第5号は、町民の方の環境保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進には、環境に関心を持っていただくことが必要です。環境に関する情報提供の充実など、環境への関心を持っていただくよう努めてまいります。

第8条は、利根町環境基本計画に関する事項について。

第1項では、町長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、利根町環境基本計画を定めなければならないとするものです。

第2項は、環境基本計画に掲げる事項について、総合的かつ長期的な目標及び実施すべき計画の基本となるものを定めること。

第3項は、町民の皆様の意見の反映及び策定の手続、第4項は、公表に関し規定するもので、第5項は、環境基本計画の変更の際は第3項、第4項の規定を準用するものとしています。

第9条は、環境の保全上の支障を防ぎ止めるため、必要に応じて規制等の措置を講ずるよう努めるものとするものです。

第10条は、情報の収集及び調査について、現在の環境の状況、施策を実施することによる環境の変化等、必要な情報収集、調査を行うよう努めるものとするものです。

4ページを御覧ください。

第11条は、第2条第1項で規定した循環型社会の促進について定めたもので、4R、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルを推進することで、地球と環境の自然な循環を尊重する優しい社会を構築するよう努めるものです。

第12条は、環境教育の推進について、環境に関する情報提供の充実を図り、環境教育等の活動が推進されるよう広報活動の充実を図るなど、必要に応じた措置を講ずるよう努めるものとするものです。

第13条は、町、町民及び事業者の協働について、環境保全等の取組に関して同じ目的のため協力し活動を容易にするため、支え、助け、必要に応じた措置を取るよう努めるものとするものです。

第14条は、情報の提供について、町民及び事業者に環境保全等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとするものです。

第15条は、国及び他の地方自治体との協力について、より広域的な取組を必要とする施

策も考えられることから、龍ヶ崎地方塵芥処理組合、龍ヶ崎地方衛生組合とも協力していくよう努めるとするものです。

第16条は、環境審議会の設置について、環境基本法第44条に基づき設置するものでございます。

第17条は、審議会の所掌事務について、環境基本計画の策定及び変更、その他の環境保全等に係る基本事項について調査及び審議を行うとするものです。

第18条は、審議会の組織について委員の人数等を定めており、5ページを御覧ください、その内訳でございますが、第1号から第3号とするものです。

第19条は、委員の任期を定めるものでございます。

第20条は、審議会に会長及び副会長を各1名置くことを定めております。

第21条は、会議について、議長、議事の可否などについての要件等を定めています。

第22条は、審議会の庶務について、生活環境課で処理すると定めています。

第23条は、委任について、この条例の施行に関し必要な事項について、規則等により別に定めることを規定したものです。

6ページを御覧ください。

附則といたしまして、第1号は、施行日を定めており、公布の日から施行するものです。第2号は、環境審議会の報酬について、会長及び副会長、委員の報酬について定めているものでございます。

議案第47号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第46号及び議案第47号の2件は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月19日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第8、議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第54号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第48号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第48号 令和5年度利根町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足して御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加でございます、事項で令和5年度ノートパソコン賃貸借（公金収納用）ござい

ますが、こちらは、税金及び保険料等の口座振替集中サービスと公金収納情報のデータを送受信するパソコン1台追加賃借するもので、期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は34万6,000円とするものです。

次に、職員用パソコン賃貸借は、職員用パソコン197台が令和6年3月でリース期間が満了することから更新するもので、期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は5,662万8,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

変更でございますが、起債の目的で、臨時財政対策債は、令和5年度発行可能額の確定により407万2,000円を減額し、限度額を2,592万8,000円とするものです。

次に、過疎対策事業債は、今回の補正予算に計上しました保健福祉センターの自動ドア交換工事について過疎対策事業債の第2次分で要望することから70万円を増額し、限度額を5億1,050万円とするものです。

10ページをお願いいたします。

歳入につきまして御説明申し上げます。

款9地方特例交付金、目1地方特例交付金は22万7,000円を増額するもので、減収補てん特例交付金の令和5年度の交付額決定によるものです。

款10地方交付税、目1地方交付税は2億8,100万1,000円を増額するもので、普通交付税は令和5年度の交付額が決定したことによるものです。なお、普通交付税の総額は23億1,929万7,000円となっております。また、特別交付税につきましては、今回の補正予算に計上しました地域おこし協力隊業務委託の費用が措置されることによるものです。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金は191万5,000円を減額するもので、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）は、この事業への交付申請自治体が多かったことにより、交付決定額が当初見込みより減額となるものです。個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードに係る事務費の補助金交付基準の決定により、会計年度任用職員の雇用期間を令和5年12月から令和6年3月まで延長することによるものです。

款15県支出金、目1総務費県補助金は30万円を増額するもので、市町村事務処理特例交付金は令和5年度の交付額が確定したことによるものです。

次に、目2民生費県補助金は4,200万円を減額するもので、地域医療総合確保基金事業補助金は、介護老人保健施設もえぎ野において今年度予定していた施設の大規模改修を行わないことによるものです。

次に、目3衛生費県補助金は6万6,000円を増額で、予防接種事故対策費補助金は、障害年金の改定により予防接種事故障害年金の給付額が増えたことによるものです。

項3県委託金、目1総務費県委託金は9,000円を増額するもので、住宅・土地統計調査

委託金は、国からこの調査に係る費用単価が示されたことによるものです。

款18繰入金，目1 財政調整基金繰入金は171万1,000円を減額するもので，これは今回の補正予算により歳入が増額となったことから，財政調整基金へ繰り戻すものです。

11ページをお願いします。

項2 特別会計繰入金，目1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金から目5 公共下水道事業特別会計繰入金までの五つの特別会計で総額2,255万3,000円を増額するもので，各特別会計の令和4年度決算に伴い，事業費確定による精算として余剰金を一般会計に繰り入れるものです。

款19繰越金，目1 繰越金は1億6,846万7,000円を増額するもので，前年度繰越金です。

款20諸収入，目3 雑入は459万7,000円を増額するもので，内訳といたしまして，過年度低所得者保険料軽減負担金追加交付が介護保険料において前年度の軽減対象者が確定したことによるもの，公用車売払金が移動販売事業において旧移動販売車両の冷蔵設備に一部不具合が発生し修繕費用が高額であったこと，また，株式会社カスミで日本スーパーマーケット協会の衛生基準を満たす新車両を用意していただけることになったため，入れ替えたことにより車両を売却したものです。なお，売却額については，車両購入時，国の交付金及び県補助金を活用していることから歳出に計上してございますが，全額返還となります。過年度障害者医療費国庫負担金追加交付が，令和4年度の障害者医療費国庫負担金確定により追加交付となるものです。

款21町債，目1 臨時財政対策債は407万2,000円を減額するもので，地方債補正でも説明しましたように，令和5年度起債発行可能額の確定によるものです。

次に，目2 過疎対策事業債は70万円を増額するもので，こちらも地方債補正で説明しましたように，保健福祉センターの自動ドア交換工事において過疎対策事業債の第2次分で要望することから増額するものです。

12ページをお願いいたします。

続きまして，歳出でございますが，款1 議会費から款9 教育費までの節2 給料，節3 職員手当等及び節4 共済費の職員給与費につきましては，人事異動に伴うもの，各種手当認定の見直し，職員共済組合負担金率及び追加費用負担率の確定によるものです。

また，節22償還金・利子及割引料のうち，過年度分の事務事業の補助金が確定したことによる返還金につきましては説明を省略し，それ以外のものについて御説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款2 総務費，目2 秘書広聴費は20万円を増額するもので，特別職事務費で，県南町村会事務局が7月から利根町になったため，視察研修の随行者2名分の研修負担金となります。

次に，目4 会計管理費は97万4,000円を増額するもので，出納事務費で，税等納付書送付依頼書の印刷製本費，公金収納等回線使用料2か月分，14ページをお願いいたします，債務負担行為補正で説明しました，税金及び保険料等の口座振替集中サービスと公金収納

情報のデータを送受信する，新たに賃借するパソコンの設定業務委託，資金移動・照会サービスに係るソフトの使用料，新たに追加したパソコンの令和5年10月から令和6年3月までの賃借料となります。

次に，目5財産管理費は11万8,000円を増額するもので，共用備品管理で，令和5年10月から企業から受け入れるデジタル専門人材1人分の机，椅子の購入費用となります。

次に，目6企画費は157万1,000円を増額するもので，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還事業は，歳入で説明しました移動販売車両の売却に伴う返還金となります。

次に，目7地域振興費は235万2,000円を増額するもので，地域おこし協力隊活動事業は，令和6年1月着任予定のスポーツまちづくりコーディネーター2名分の報酬，家賃ほか必要経費相当の委託料となります。

次に，目9情報化推進費は840万2,000円を増額するもので，電子自治体推進事業は，債務負担行為補正で説明しました職員用パソコン197台の設定業務と職員用パソコンディスプレイ197台の備品購入費となります。

15ページをお願いいたします。

項3戸籍住民登録費，目1戸籍住民登録費は188万9,000円を減額するもので，16ページをお願いします，個人番号カード交付事業は，歳入で説明しました，国の補助金の交付基準の決定により会計年度任用職員2名を令和6年3月まで3か月間延長雇用するために不足する報酬，職員手当と共済費の増額となります。

項5統計調査費，目2諸統計調査費は1万円を増額するもので，住宅・土地統計調査は，歳入で説明しました，国からこの調査に係る費用単価が示されたことによるものです。

18ページをお願いいたします。

款3民生費，目2老人福祉費は4,042万9,000円を減額するもので，老人福祉施設整備事業は，歳入で説明しました，介護老人保健施設もえぎ野において今年度予定していた施設の大規模改修を行わないことによるものです。

高齢者等生活環境づくり支援補助金返還事業は，歳入で説明しました，移動販売車両の売却に伴う返還金となります。

次に，目4医療総務費は70万6,000円を増額するもので，19ページをお願いいたします，国民健康保険特別会計繰出金は，国民健康保険業務に携わる職員の人件費の増額によるものです。

次に，目7介護保険費は66万9,000円を増額するもので，介護保険特別会計繰出金は，令和4年度の低所得者保険料軽減負担金確定によるものです。

次に，目9保健福祉センター費は105万5,000円を減額するもので，20ページをお願いいたします，保健福祉センター運営事業は，自動ドアに経年劣化による不具合が見られたことから交換工事をするものです。

21ページをお願いいたします。

款4衛生費，目1保健衛生総務費は279万9,000円を減額するもので，22ページをお願いいたします，保健衛生事務費は，令和4年度の取手北相馬休日・夜間緊急診療所運営費において，PCR検査センターの運営費の追加費用が生じたことによるものです。

次に，目2予防費は8万9,000円を増額するもので，予防接種事業は，歳入で説明しました．障害年金の額が改定されたことによるものです。

次に，目4環境衛生費は738万1,000円を増額するもので，23ページをお願いいたします，空き家対策事業は，令和6年1月着任予定の地域おこし協力隊空き家コーディネーター2名分の報酬，家賃ほか必要経費相当の委託料となります。

25ページをお願いいたします。

款5農林水産業費，目6農村環境整備事業費は166万5,000円を増額するもので，利根親水公園維持管理事業は，公園灯2台の交換修理と，公園内から北側の用水に土が流出しないようにするため堆積した土の除去及び今後の土流出を防止するためののり面整備工事をするものです。

28ページをお願いいたします。

款9教育費，目4教育研究指導費は5万9,000円を増額するもので，コミュニティ・スクールサポート事業は，令和6年度に利根小学校及び利根中学校に対して，一つの学校運営協議会の設置に向けた諸案件を協議するために，推進委員会を組織するものです。

31ページをお願いいたします。

款11諸支出金，目1財政調整基金費は1億3,423万4,000円を増額するもので，地方財政法第7条の規定により，前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものです。

次に，目5減債基金費は1億3,000万円を増額するもので，過疎対策事業債などの起債の償還に備えるため基金に積み立てるものです。

次に，目6利根町都市計画事業基金費は66万3,000円を増額するもので，令和4年度分の都市計画税収納額の確定により，都市計画区域内の下水道整備に係る起債償還分を除いた額を基金に積み立てるものです。

次に，目7利根町防災基金費は8万8,000円を増額するもので，こちらは，地方税の臨時特例に関する法律に基づき，平成26年度から令和5年度まで個人住民税均等割に1,000円加算されておりまして，このうち，令和4年度個人町民税の均等割の500円の加算分の額が確定したので積み立てるものです。

次に，目9利根町公共公益施設維持整備基金費は1億9,099万9,000円を増額するもので，庁舎の大規模改修の費用として基金に積み立てるものです。この積立金と契約差金の戻入れにより，現在進めております庁舎大規模改修工事費は賄えることとなります。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 議案第48号の補足説明が終わりました。

暫時休憩といたします。再開時間を11時20分とします。

午前11時05分休憩

午前11時20分開議

○議長（大越勇一君） 皆様に申し上げます。本日、議場内が暑いようですので、上着を脱ぐなど各自御対応ください。

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、松永子育て支援課長より発言を求められておりますので、これを許します。

〔子育て支援課長松永重生君登壇〕

○子育て支援課長（松永重生君） それでは、報告第8号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分についてですけれども、先ほど令和5年3月31日付で専決処分したということをお願いしてまいりましたけれども、令和5年8月14日付で処分をいたしました。

おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（大越勇一君） 議案第49号について、補足説明を求めます。

松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第49号 令和5年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして補足して御説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で43万9,000円を増額するものでございます。こちらは、職員の人事異動に伴う職員給与費等の繰入金を増額するものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で501万円を減額するもので、前年度の繰越金の確定により歳入歳出差引の余剰金が出ましたので、当初繰入金分の一部を基金へ繰り戻すものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金で1,811万5,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、款7国庫支出金、項1国庫補助金、目1給付費国庫補助金で1万円を増額するものでございます。こちらは、令和5年4月1日より出産育児一時金が42万円から50万円に増額改正されたことによる国保事業運営安定化のための補助金でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

款1総務費，項1総務管理費，目1一般管理費で43万9,000円を増額するものでございます。こちらは、職員の人事異動等に伴う給与費でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款7基金積立金，項1基金積立金，目1財政調整基金費で958万7,000円を増額するものでございます。こちらは、利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定によりまして、前年度繰越金の2分の1以上の金額を基金へ積み立てるものでございます。

次に、款3諸支出金，項2繰出金，目2一般会計繰出金で352万8,000円を増額するものでございます。こちらは、令和4年度の職員給与費等繰入金と出産育児一時金等繰入金の精算に伴い、超過となった繰入金を一般会計に返還するものでございます。

事業勘定につきましては以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で2,287万5,000円を減額するもので、こちらは、前年度の繰越金の確定により歳入歳出差引の余剰金が出ましたので、基金繰入分を全額繰り戻すものでございます。

次に、款5繰越金，項1繰越金，目1繰越金で3,961万5,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、款6諸収入，項2雑入，目1雑入で42万9,000円を増額するものでございます。こちらは、昨年度に導入いたしましたオンライン資格確認に必要となる資格確認端末の購入及びシステム設定等に係る補助金でございます。

15ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費，項1施設管理費，目1一般管理費は48万3,000円を増額するものでございます。こちらは、職員の人事異動等に伴う給与費でございます。

次に、款3基金積立金，項1基金積立金，目1財政調整基金費で1,668万6,000円を増額するもので、先ほどの事業勘定同様に、前年度の繰越金の2分の1以上の金額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第50号及び議案第51号について、飯島生活環境課長。

〔生活環境課長飯島 弘君登壇〕

○生活環境課長（飯島 弘君） それでは、議案第50号 令和5年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございますが、公金管理システム機器賃貸借は、令和6年4月からの下水道公営企業会計移動に伴う資金移動・照会サービスを使用するための機器、パソコンリース料でございます。下水道公営企業会計へ速やかに移行できるよう準備するため、令和6年2月から公金管理システム機器を賃借したいので、債務負担行為を設定するものでございます。期間といたしましては、令和5年度から令和10年度までの5年間で、限度額は49万5,000円でございます。

5 ページを御覧ください。

歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は748万6,000円を増額するもので、前年度繰越金でございます。

6 ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございます。

款1下水道費、項1下水道費、目1公共下水道建設事業費は414万4,000円を増額するもので、増額の主なものでございますが、節24積立金で、利根町公共下水道事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定により、前年度繰越金の2分の1以上を公共下水道事業特別会計財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、目2公共下水道維持管理費は13万3,000円を増額するもので、増額の主なものでございますが、節13使用料及び賃借料で、7ページ右上の説明欄を御覧ください、令和6年4月から公営企業に移行するための資金移動・照会サービス使用料及び、先ほど債務負担行為補正で御説明いたしました、公金管理システム機器、パソコン1台分の賃貸借料でございます。令和6年4月から速やかに公営企業会計に移行できるよう、令和6年2月から準備するための費用でございます。

次に、款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金は302万9,000円を増額するものでございます。こちらは、節27繰出金で、歳入補正総額から歳出補正総額を差し引いた額を一般会計に繰り出すものでございます。

議案第50号についての補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第51号 令和5年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は263万円を減額するもので、第1号補正予算の財源調整として263万円を町営霊園事業特別会計財政調整基金に繰り戻すものでございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は526万1,000円を増額するもので、前年度

繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1 霊園事業費，項1 事業費，目1 事業費は263万1,000円を増額するものでございます。こちらは，節24積立金で，利根町営霊園事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定により，前年度繰越金の2分の1以上を町営霊園事業特別会計財政調整基金に積み立てるものでございます。

議案第51号についての補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に，議案第52号及び議案第53号について，服部福祉課長。

〔福祉課長服部 豊君登壇〕

○福祉課長（服部 豊君） それでは，議案第52号 令和5年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足して御説明申し上げます。

最初に，歳入でございますが，議案書の6ページをお開き願います。

款3 国庫支出金，項2 国庫補助金，目3 地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）は111万5,000円を減額するものです。こちらは，人事異動等に伴い，要する費用の見直しを行い，その38.5%の国負担分を減額するものでございます。

次に，款5 県支出金，項1 県負担金，目1 介護給付費負担金で29万円を増額するものです。こちらは，前年度分介護給付費負担金の精算に伴う県負担金の追加交付分でございます。

次に，項3 県補助金，目2 地域支援事業交付金（総合事業以外の事業）で55万7,000円を減額するものです。こちらは，人事異動等に伴い，要する費用の見直しを行い，その19.25%の県負担分を減額するものでございます。

次に，款6 繰入金，項1 一般会計繰入金，目4 地域支援事業繰入金（総合事業以外の事業）で55万7,000円を減額するものでございます。こちらは，人事異動等に伴い，要する費用の見直しを行い，19.25%の町負担分を減額するものでございます。

次に，目5 低所得者保険料軽減繰入金で66万9,000円を増額するものです。こちらは，一般会計に交付された国庫及び県からの負担金について，町負担分を合わせて介護保険特別会計に繰入れをするもので，前年度の保険料軽減対象者の確定に伴い追加交付されるものです。

次に，款7 繰越金，項1 繰越金で3,966万1,000円を増額するものです。こちらは，前年度決算額確定に伴う繰越金でございます。

次に，歳出でございますが，7ページをお開き願います。

款3 地域支援事業費，項1 包括的支援事業・任意事業費，目1 総務費で289万7,000円を減額するものです。こちらは，人事異動等に伴う給料・職員手当の見直し，また，共済負担金の確定によるものです。

次に，款5 基金積立金，項1 基金積立金，目1 介護給付費基金積立金で1,021万4,000円

を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う基金への積立金でございます。

7ページ下段から8ページをお願いいたします。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金で1,818万円を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う国、県及び支払基金への返還金でございます。

次に、項2繰出金、目1一般会計繰出金で1,289万4,000円を増額するものです。こちらは、前年度分の精算に伴う町への返還金です。

議案第52号の補足説明につきましては以上でございます。

続きまして、議案第53号 令和5年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の6ページをお開き願います。

款3繰越金、項1繰越金で104万9,000円を増額するものです。こちらは、令和4年度の繰越金で余剰金を繰り出し、一般会計に精算するものでございます。

次に、歳出でございますが、7ページをお願いします。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金で104万9,000円を増額するものです。こちらは、令和4年度の決算額確定に伴う一般会計の精算分でございます。

議案第53号の補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 次に、議案第54号について、松本保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長松本浩睦君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（松本浩睦君） それでは、議案第54号 令和5年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして補足して御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容ですが、令和4年度の後期高齢者医療事業の精算確定に伴い、関係諸費を増額するものでございます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金で187万3,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金で187万3,000円を増額するものでございます。こちらは、令和4年度の決算確定に伴う一般会計への精算分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

議案第48号から議案第54号までの7件は議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月19日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第15，議案第55号 令和4年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第21，議案第61号 令和4年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第55号から議案第61号までの7件は，会議規則第39条第2項の規定により，説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

ここで，代表監査委員に審査意見の報告を求めます。

飯塚正夫代表監査委員。

〔代表監査委員飯塚正夫君登壇〕

○代表監査委員（飯塚正夫君） 監査委員の飯塚でございます。

令和4年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果について報告します。

審査は，去る8月4日，7日及び8日の3日間にわたり，議会選出の新井監査委員とともに，地方自治法第233条第2項の規定に基づき，実施した。

審査対象は，令和4年度利根町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算です。

審査に当たっては，町長から提出された決算に関する各書類が地方自治法，町条例及び関係諸法令に準拠し適正に作成されているかどうか，予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き，関係職員の説明を聴取し行った。

審査に付された各会計歳入歳出決算書，同事項別明細書，実質収支に関する調書及び財産に関する調書は，地方自治法，町条例及び関係諸法令に準拠し作成されており，かつその計数は関係帳簿並びにその他証拠書類と照合した結果，誤りのないものと認められ，予算の執行に関連する事務は適正に処理されております。

次に，今回の審査のまとめでございます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止または縮小を余儀なくされたものの，原油価格及び物価高騰等の影響に直面する子育て世帯，高齢者及び事業者に対して補助金の交付や，国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自の施策として，実効的かつ活用しやすい経済対策，ウイズコロナに向けた各事業が実施されております。

新規事業・主要事業としては，定住促進事業において，就職に伴う都市部への転出に歯止めをかけるため，奨学金返還の一部を補助する利根町奨学金返還支援補助金制度の開始や，移住・定住PR動画を活用したウェブ広告の実施など，若者の利根町定住に向けた施策が実施されております。

利根町ふれ愛タクシー運行事業においては、地域公共交通アンケートの実施結果により、令和4年7月より1台増車し、新たに運行エリアを拡大し、JAとりで総合医療センターへの乗り入れが開始されました。今後も町民の声に耳を傾けながら、さらなる利便性の向上に努めるようお願いします。

次に、まちなか・商店街活性化事業においては、「とねまち起業塾」の開催、お試し出店のできるチャレンジショップの整備や空き店舗バンク、空き店舗等活用補助金の創設など、次世代を担う起業家の発掘を目的とした創業支援のほか、若者会議「とねまち未来ラボ」の活動により、地域や商店街ににぎわいと人の流れの創出に取り組まれております。

また、小学校統合事業においては、布川小学校にエレベーター及びバリアフリートイレの整備のほか、昇降口のバリアフリー化に伴うスロープの設置、その他改修工事やランチルームを普通教室に改修する工事など、小学校の統合に向けた準備が行われておりました。また、老朽化の進んでいる屋内運動場の長寿命化改良工事を行い、誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築が図られております。

一般会計歳入歳出決算については、歳入合計72億15万1,000円、歳出合計69億1,910万6,000円、歳入歳出差引残額は2億8,104万5,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億6,846万8,000円となっております。一般会計の基金は、前年度と比べて1億7,140万5,000円の増となっております。

町の財政構造の弾力化を判断する指標である経済収支比率については、令和4年度は90.1%で、前年度と比較すると5.7ポイント増加しております。引き続き事業の優先度を精査し、経常経費の削減を努めることのほか、歳入歳出の両面から常に創意工夫を図りながら財政運営に当たられるようお願いします。

一般会計の歳入は、前年と比較しますと、利根町西部地区基盤整備事業及び学校施設整備事業など元利償還の70%が交付税に算入される、町の財政的に非常に有利な地方債である過疎対策事業債が増加しております。歳入全体では1億7,476万9,000円、2.5%の増加となっております。歳入の根幹をなす町税の収納率向上のため、さらなる創意工夫を行い、現在の収納率を維持、向上させるとともに、徴収体制を強化し、効果的・効率的な債権管理に努めるようお願いします。

次に、歳出について、前年度と比較しますと、民生費、衛生費が減少し、農林水産業費及び教育費が増加しており、歳出全体で1億7,148万6,000円、2.5%の増加となっております。

次に、特別会計歳入歳出決算については、七つの特別会計の歳入合計47億5,024万7,000円、歳出合計46億3,580万円、歳入歳出差引残額は1億1,444万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1億1,406万7,000円となっております。また、特別会計の基金は、前年度と比較しまして3,214万4,000円の増となっております。七つの特別会計の収入未済額合計は5,623万8,000円で、前年度と比較すると495万3,000円減少しており

ますが、引き続き、収入未済額の圧縮に向けて効果的な取組の推進をお願いします。

新型コロナウイルスの特性変化やワクチン接種の進捗に応じ、行動制限や経済活動の制限の見直しを行うなど、今後はウイズコロナ、アフターコロナに適用した施策や事業の展開が求められております。このような厳しい状況下において適切な住民サービスを持続的に提供するため、町税の確実な収納はもとより、企業版ふるさと納税など様々な形で自主財源の安定確保を図るとともに、事業の優先順位を適切に判断しながら既存の重要課題や新たな行政課題への積極的な取組を進め、町民福祉の向上に努められることを期待します。

ここまでは一般的な審査報告ですが、ここからは今回、決算監査の中で、今後の予算編成や執行に対して何点か検討をお願いした事項でございます。

まず一つ目、昨年度に引き続き、団体への補助金です。補助事業等実績報告書において適切な支出がなされているか十分に確認するほか、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止または縮小もありますが、交付団体に補助金を上回る年次繰越金がある場合においては、その内容次第でありますけれども、次年度の補助金の見直しも必要であると考えます。

二つ目、機器、コピーだとか印刷機とかそういったような機器ですね、機器類の購入に際しては、リースまたは購入のどちらが長期的にメリットがあるか、また利用できる補助金がないかなどを十分に精査すること。

三つ目、昨年にも引き続きですが、借地料、賃借料について、今後の対応について検討する。

四つ目、維持管理費等を踏まえた、使用頻度の低い施設の取扱いを検討する。

五つ目、専門分野の職員の育成、確保の必要性。

この五つがお願いしたことでございます。今回の審査の結果及び意見を参考として、一層の改善に努めること、限られた財源を有効に活用し、多様化する町民ニーズに柔軟かつ臨機応変に対応できるようにお願いします。

以上で決算審査報告を終わります。

○議長（大越勇一君） 審査意見の報告が終わりました。

議案第55号から議案第61号までの7件は、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託することとし、今定例会最終日の9月19日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これから決算審査特別委員会の正副委員長長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 零時 0 1 分開議

○議長（大越勇一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

決算審査特別委員会，委員長，山崎誠一郎議員，副委員長，井原正光議員，以上です。

ここで，委員長の挨拶をお願いいたします。

決算審査特別委員会山崎誠一郎委員長。

〔決算審査特別委員長山崎誠一郎君登壇〕

○決算審査特別委員長（山崎誠一郎君） 決算審査特別委員会の委員長を拝命いたしました山崎誠一郎でございます。決算審査特別委員会ということで，令和4年度，前年度ですが，そこで定例議会及び臨時議会において可決されたものが歳入歳出ともに適切に支出されているか，いただいているか，そういったところを委員の皆さんと一緒に真剣に取り組んでまいるところでございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（大越勇一君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は，タブレットに掲載したとおりです。十分なる審査の上，今定例会最終日の9月19日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 日程第22，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし，補足説明を求めます。

永田住民課長。

〔住民課長永田幸夫君登壇〕

○住民課長（永田幸夫君） それでは，諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について補足して説明申し上げます。

現職委員の任期満了に伴うものでございまして，引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を聞くため提案するものでございます。

候補者名，古田吉光，生年月日，昭和26年9月10日。なお，略歴につきましては，参考資料を参照していただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大越勇一君） 説明が終わりました。

諮問第1号は調査のため本日は説明のみにとどめ，今定例会最終日の9月19日に質疑，討論，採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 日程第23，請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本案については，タブレットに掲載したとおりです。請願文書表により，厚生文教常任委員会に付託することとします。

なお，厚生文教常任委員会の日程は，タブレットに掲載したとおりです。十分なる審査の上，今定例会最終日の9月19日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

○議長（大越勇一君） 日程第24，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日9月5日は議案調査のため，休会にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大越勇一君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（大越勇一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は，9月6日の午前10時から開きます。

本日は，これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後零時06分散会